

平成29年第11回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成29年11月17日

午後2時30分～午後4時03分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、ただいまから平成 29 年昭島市教育委員会第 11 回定例会を開催いたします。本日は、坂本学校給食課長ならびに神菌指導主事は公務のため欠席をいたします。

それでは、会議に入ります。本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに前回の会議録の署名つきましては、既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会会議規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。4 番の氏井委員と 5 番の白川委員となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、日程 4、教育長の報告に移ります。初めに、本日は今日の報告事項にもありますけれども、平成 28 年度の児童生徒の問題行動等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、林文部科学大臣が 10 月 26 日の記者会見において総評として次のように述べております。

調査結果におきましては、いじめの積極的な認知の取組などにより、いじめの認知件数が増加する一方で、暴力行為の発生件数、小中学校における不登校児童数が増加するなど、引き続き教育上の大きな課題であると、このように考えているというふうなお話をされております。また、文部科学省といたしましては、今般の調査結果を踏まえて、こうした生徒指導上の諸課題に適切に対応するためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、拡充などの一層の充実を図ってまいりますと、このようにコメントされています。

いずれにいたしましても後ほど昭島市の状況報告がありますが、昭島市におきましても教育上非常に大きな課題であり、今後とも引き続き関係課と協力しながらこの対応を図っていききたいと、このように考えております。

続きまして、本日の午前中、小学校の 4 校の学習発表会を見てまいりました。児童一人ひとりがその役割を大きな声で演じ、楽しさ溢れる表情をしており、体育館内に子ども達の満足感が溢れているように思いました。明日が小学校の学習発表会の保護者の方々の鑑賞日となっていますので、委員の皆様もぜひ御覧いただければとこのように思いますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、奨学金の関係ですが、これも後ほど報告がありますけれども、給付型奨学金制度の原資となります田中孝奨学基金に、ここで 3 件の寄付の申し込みがありました。寄付額の合計につきましては 700 万円となっております。私といたしましても、この原資を枯渇させないよう、さまざまな席で寄付のお願いをしているところでございます。ぜひ委員の皆様におかれましても、多くの方々に声をかけていただければなど、このように思っておりますのでぜひよろしくお願ひいたします。

私からの報告は以上でございます。

なお、教育委員会の名義使用につきましては、お手元の資料のとおり、2 件となっております。

私からの報告は以上でございます。この報告につきまして御意見等があればお

願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、日程5、議事に移ります。議案第25号「平成30年度昭島市立学校における教育課程編成基準について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 議案第25号「平成30年度昭島市立学校における教育課程編成基準について」御説明する前に、本年3月に告示されました新しい学習指導要領について御説明いたします。そのあと、指導主事から平成30年度昭島市立学校における教育課程編成基準について御説明いたします。

それでは、議案第25号参考資料、新学習指導要領についてを御覧ください。

新しい学習指導要領の改訂の基本的な考え方についてですが、大きく3点ございます。教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子ども達が未来社会を切り開くための資質能力を一層確実に育成していく。子ども達に求められる資質能力とは何かを社会と共有し、連携する社会に開かれた教育課程を重視する。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。先行する「特別の教科 道徳」の充実や体験活動の重視、体育・保健に関する指導の充実により、豊かな心、健やかな体を育成する。この3点の基本的な考え方については、現在、本市で実施している第2次昭島市教育振興基本計画の学校分野で掲げている「確かな学力の向上」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」の4つのプランの考え方と同一であると考えております。

具体的な方向性としては、今までの学習指導要領は「何を学ぶのか」という学習内容を中心に示されていましたが、今回の新しい学習指導要領から「何ができるようになるのか」という新しい時代に必要となる資質能力の育成、どのように学ぶのかという主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善についても位置づけられました。

今回の改訂では、学習内容の削減は行われず、義務教育段階においては小学校第3・4学年に外国語活動、小学校第5・6学年に外国語科が加わることとなりました。その他の事項については、初等中等教育の一貫した学びの充実などが挙げられております。

新しい学習指導要領の実施までのスケジュールですが、平成32年度に全面実施、中学校は平成33年度に全面実施を迎えます。そのため来年度、平成30年度から移行措置が始まります。したがって、このあと説明いたします平成30年度の教育課程編成基準には、新学習指導要領移行措置にかかわる内容を盛り込ませていただきました。以上でございます。

○指導主事（美越英宣） 引き続き、裏面を御覧ください。下線が引いてある部分が昨年度と変更した部分です。来年度の教育課程編成の重点項目として、今年度に引き続き、児童生徒の学力の向上を位置づけ、確かな学力の定着、家庭学習の習慣化を目指してまいります。授業時数については、8月に3日間授業を実施し、振替休業日なしの土曜日授業を5日以上設定して、学力向上に必要な授業時数の確保を求めています。

また、2ページの教育課程の編成、実施に当たって配慮すべき事項において、

新学習指導要領への円滑な移行に向け、授業改善の視点を示した上で学力調査等を活用した組織的な授業改善の実施、土曜日、放課後、長期休業日中の補習の推進、家庭学習の習慣化を図る取組の実施を求めています。

また、昭島市立学校、教育のユニバーサルデザインに基づいた子どもにやさしい教室環境や学習環境、授業についても触れています。そのほか、3ページ、4ページでは、さまざまな教育課程課題に対応するため、人権教育の推進、中学校における「特別の教科 道徳」の実施、いじめ問題への組織的対応、特別支援教育の推進、小中一貫教育の視点を持った教育活動の推進、オリンピック・パラリンピック教育への推進について、昨年度よりも具体的な記述を加え、昭島市立小中学校が目指すべき方向性を示しました。

5ページにおいては、教育課程の編成、実施等に当たっての留意事項をつけ加え、具体的な基準を示しました。

6ページ以降は、新学習指導要領の移行措置における対応を示しました。なお、この内容につきましては、12月6日の定例校長会で説明をしたあと、12月8日に開催する平成30年度教育課程届出説明会において、各小中学校の担当者に周知してまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第25号について事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 新学習指導要領の資料ですとか、それからこちらのほうも、移行措置における対応など、別紙でいろいろ詳しい資料を御提示いただきましてありがとうございます。それから、追加とか変更したところも、すごくわかりやすい資料をいただいて本当にありがたいなと思っております。いくつかお尋ねと、あと私の感想を言わせていただきたいと思います。

まず、お尋ねなんですけれども、2ページの時数のところで、10分程度の短い時間を云々のところ、年間授業時数に含めないというところがございます。今ちょっと減っているのかもしれませんが、15分で1モジュールとして、そして短い時間でずっと続けたほうがより効果が上がるというものに関しては、他教科と同じようにきちんと年間計画を立てて、評価も行ってということが前提になるんですね。そういうことがクリアできていれば、年間授業時数に含めるということが行われていたのではないかと思うんです。学校は、余剰時数を20時間以上取っていても、台風の影響ですとかインフルエンザの影響で時数が削減されてしまう中で、モジュールが授業時数に含まれるというのが割と学校としてはありがたかったなという印象が自分自身はあるんです。これが含まれない状況になって、市内の小中学校はお困りじゃないのかなということが一つのお尋ねです。

それから、3ページのほうです。これはちょっと自分がうっかりしていたのかもしれませんが、「健やかな体の育成」のところ、「元気アップカード」の活用が書いてありますけれども、「元気アップカード」ってどんなだったか知らって、ちょっと自分がイメージがしにくいので、もし御説明していただけるようでしたらお願いしたいなと思っております。

今度は5ページです。お尋ねの3つ目になります。(3)その他のところでございますが、「小学校は家庭訪問を実施する」というふうに書いてございますが、昨今、家庭訪問は御家庭の事情や何かで個人面談に変わっているとか、地域訪問に変わっていたりとかっていう流れが割と多いかなと思うんですが、本市の場合には家庭訪問のみということなんでしょうか、ということが3つ目のお尋ねです。

それから4つ目のお尋ねは、「お弁当の日は年3回以上」と書いてございますが、これ変更事項ですね。今までどういう状況で、なんでこの3回以上になったのかなという経緯を教えてくださいたいと思います。このお弁当の日というのは、遠足ですとかそういう時のものは含まなくて、学校の中で食べるお弁当は年3回ということではないのかなと思いますけど、ちょっとそこが私自身がよくわからないので教えてください。

先にお尋ねのことだけ述べさせていただきました。

○指導主事(美越英宣) 4点、御質問いただきました。ありがとうございます。

1点目ですけれども、10分間の時数の件なんですけれども、実は、本市としては、本年度も10分程度のモジュールの旧課程、編成の希望があった学校はございませんので、また、今45分か50分間で深い学びに向けていくんだよと、先ほど統括から説明させていただきましたけれども、深い学びに向かっていくという上でそこを大事にしながら、また、文部科学省も10分程度のものを認めますよと言っているんで、その効果が明らかになって、さらに深い学び、それでもいけるんだよというのがわかり次第、また旧課程のところから学校から希望があれば、ちょっと検討した上で受理はしたいなっていうふうには思っております。それが1点目でございます。

2点目なんですけれども、「元気アップカード」というものを、4月に委員の皆様様に配布させていただきました。今年度はまだリニューアルをして、ガイドブック、今ここには「元気アップカード」となっているんですけれども、運動習慣を整えながら体力を高めていこうという取組でございます。体力調査の結果をそのまま練習するのではなくて、体力調査と関係ある運動を楽しく取り組む中で、結果的に体力を高める子どもを育てようという形で配布をさせていただいたのが「元気アップカード」です。それだけで運動しない子がいるので、今年は生活習慣もエビデンスをはっきりさせて、資料も少しづつ厚くなって、子ども達に提供を今度4月からさせていただこうと思っています。それが「元気アップカード」です。

3つ目なんですけれども、家庭訪問についてです。地域めぐりを行った上で、よりさらに手厚く学校が家庭の状況、家庭とまた協力して協働してできるようにということで、必ず学校のどこかで家庭訪問を必ずしましょう、地域めぐりの上で実施してくださいということで出しているのが家庭訪問でございます。

4点目ですけれども、お弁当の日は、昨年度も一昨年度も3回ございました。個々の各学校が旧課程を編成するにあたって、一つは管理運営規則というものを軸につくります。もう一つが、この旧課程編成基準ということに基づいてつくるので、具体的に明記をして、さらにこれは学校給食課からお願いもあったんですけれども、同じ日にセンターで給食が開始できると予算のことも削減をされるというの

で、なのでその部分で、お弁当の日も含めて給食開始はここだよということを明記をさせていただいております。なので、3回やっているというのは昨年度も一昨年度も変わっておりません。以上でございます。

○委員（氏井初枝） 三つ目のお尋ねの件なんですけれども、持ち上がりの学年になった場合にも家庭訪問は原則としてやるということですね、本市の場合には。

○指導主事（美越英宣） 家庭訪問に関しては学校の裁量で、必ず学校のどこかで実施するようにということをお願いをしているところです。

○委員（氏井初枝） わかりました。ありがとうございました。

○委員（紅林由紀子） 今のことに関連して続けて言ってもいいですか。今の氏井委員のお尋ねに関連してのことなんですけれども、ただいま指導主事のほうからお弁当の日は年3回以上というふうに御説明いただいたんですけれども、以前は共通の日というのが年に1回定められているけれども、学校の行事等の関係で、その日にできなくて動かしてもいいみたいなことが以前はあったように思っていたんですけれども年3回は必ずやると、だけれどもそのうちの1回が共通日があるにしても、いろいろな行事の関係、学校のカリキュラムの編成の都合上、そこじゃなくてこっちでやりたいみたいなことの融通が利いたような気がするんですけれども、今回はこの共通の日はこれは決まりで動かさないということなんですか。

○指導主事（美越英宣） センター校と自校給食校がございまして、センター校はもうその日から動かさないということでこれは昨年度もこういう形でやらせていただいております。なので5月19日、土曜日の場合は18日になったりしますけれども、それと2月は中学校は都立入試の日にその日をあてさせていただいているというのが現状でございます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） 氏井委員、どうぞ。

○委員（氏井初枝） ちょっと感想も交えてなんですけれども、2ページの3のところ、配慮すべき事項というところに、学力のことだけが書かれていて、最重要課題ですからいいのかもしれないですけれども、配慮すべき事項っていうのは(1)から(4)までございますよね。その中で学力のことだけという感じが、すごく私の印象ですがしました。3番の2行のところ。「学校教育の最重要課題の一つである」という文言のところ、これだから4つある中で、最重点課題だからこれを一つ載せるのが大事なのかもしれませんけどあまりにも学力にスポットが当たっているのではないかなという感じがしました。それが一つです。

それから、(1)の学力の定着の中で、エの項目、エの項目が変更になった部分で、

私はこれはすごく大事だなと思っているんです。こうやって見えない力を育てていくというのは本当に大変だと思うんですけども、昭島の子ども達はこのように向かって学ばせたいということを大事にしていきたいなと思いますし、昭島市として大事にしていきたいなと思いますし、それから学校側にお願いは、とてもこういう力をつけるのは本当に大変だと思うんですけども、これを目標に授業改善を続けていただけたらありがたいなということを感じました。

それからウの部分です。学力がある程度ついているお子さん、学ぶことの楽しさを知っているお子さんと言ったらいいのか、そういう子たちというのは割と放っていてもどんどん伸びていく力があると思うんです。そうではなくて、ウの最後の部分です。学習の定着に課題のある児童生徒に対して学習意欲の向上を図ることに重点を置く、私、これはすごく大事だなと思っています。特に学力にちょっと今一つ課題のある昭島市においては、やっぱりこういうようなことを常に念頭において事業を進めていただくということはとても大事になってくるかなと。そのことは、ユニバーサルデザインと非常に密接な関係があると思うんですけども、本当にそうやって学ぶ楽しさとか、基本的なことをぜひ、小学校中学校の中で、全員の子ども達に身につけてあげて、そうやってしていただけたらな、してあげたいなという強い思いを持っています、以上です。

○指導主事（美越英宣） 学校教育の最重要課題ということで、今年度もこういうふうに学力というのを示させていただいたのは、4つとも当然とても大事な視点でございますけれども、その中でも重点化というか、その中でも大事にしていこうよというすべて大事ですと、ただその中でスポットを当てて、学力に関して本市は課題があるのでそこはしっかりとやっていきたいと思いますというメッセージの元、こういう形で書かせていただいております。

2点目、おっしゃっていただきました変更、エの部分、こういう形の学習はできるのかという部分を疑問をいただいていたけれども、実はここが新しい学習指導要領の視点で、学習指導要領は法的拘束力がございますので、ここの部分は必ず子ども達に身につけさせないといけないという部分ですと示させていただきました。先ほど3つ目で御指摘をいただきました学習の課題のある児童生徒、また、それもユニバーサルデザインに合致するのではないか、まさに御指導いただいているとおりでございますので、なんとかできるように来年度の教育課程に反映してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員（氏井初枝） すいません。私は反対しているとか疑問を持っているという気持ちはさらさらなくて、このエの項目はすごくいいなと思ったんです。すごくこれはいいなと思うので、これは、こういう力は本当に難しいと思うんですけども、こういう目標に向かって本市全体で教育活動進めていくことが大事だと思います。これは、大賛成です。疑問ではありません。反対でもありません。以上です。

○教育長（小林一己） 氏井委員、最重要課題の一つである確かな学力の定着というのは事務局のほうから説明した、こういう考え方でこういう表現になりましたという

説明があったんですけれども、その辺はどうでしょう。

○委員（氏井初枝） 教育課程を編成する際に、その年度の最重要課題を示すのはすごく大事なことだと思います。だけれども、思ってそれが学力にスポットが当たっているというのはすごく実態からよくわかるんですけれども、文言でこうやってばんと出てしまうと、なんとなく偏りができて、ちょっと自分が言っていることはちぐはぐだと思います。重要課題が示されるのはすごく大事だという気持ちはわかっているんですが、この4項目ある文言の中で、そのことだけ2行書かれているとなんとなく、ちょっと違和感を感じるというか、それは私の気持ちの問題だと思います。最重要課題を市として示すのはすごく大事なことだということはよくわかっています。すみません、ちょっと自分の気持ちがうまく整理できていないというか、気持ちの面でだと思います。すみません。

○教育長（小林一己） ほかの委員さんは、この前文、2行の表現はどうでしょうか。

○委員（白川宗昭） 私は、今の2行のところ、最重要課題の一つである、私は「一つである」と入っているんですから、最重要課題であると言っているわけではないので、一つである確かな学力の定着、その次の点が問題だと思うんです。ここを中黒にするとかそういうふうにすれば、学力の定着も大事なことですけれども、家庭学習の習慣化という二つのことを目指すんだという意味になってくるんじゃないでしょうかね。やっぱりそれは私も大事だと思うんですよ。それから学びを楽しく身につけさせるという意味では家庭学習だってすごく大事なことですから、私はこの点を、中黒というんでしょうか、それにしたらいかがでしょうかということでございます。趣旨が違ってきちゃったらそれはあれですが、いかがでしょうか。

○教育長（小林一己） その前にほかの意見があればお願いします。

○委員（紅林由紀子） もちろん学力に課題があることは重々承知しておりますし、教育課程をつくられる上で、もちろんそれが最重要課題であるということも認識しておりますし、また、新しい新学習指導要領が始まるにあたって、先ほど氏井委員がおっしゃったエの部分、ここが本当に大事、これからの教育をつくっていく上ですごく大事な部分ということで、ここがすごく大事ということもよくわかるので、この2行の部分かこういうふうに取り出されるということは理解できるというか、いいんじゃないでしょうかというふうに思いますが、しかし学校として、今日一番最初に教育長がお話になられた、いじめや不登校の問題、やっぱりその部分が今、大きな課題であることも間違いないと思うので、やはりその、例えばこの「豊かな心の醸成」で言っているオの部分、やっぱり全ての児童生徒が安心して登校し学校生活を送ることができるというような、そういう部分というのは、同じく最重要課題なのではないかなと、そういった学校の環境づくりとか、というふうに私は感じています。ただそれを教育課程編成の上の配慮すべき事項の一番上に書くのは難しいのかなという気も同時にしているので、うまい

言い方は見つからないですけども、そういったすべての児童生徒が安心して学習できる環境づくりといった部分を何か入れていただけるといいんじゃないかなと、やっぱり安心して勉強できなければ、いくらいい中身をつくっていても勉強できないと思うんですね。やっぱりそれがあっての勉強というか、学習、教育効果という部分があると思うので、そこは押さえていただければなというふうに私は感じました。

○教育長（小林一己） 石川委員、いかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） ほかの委員さんが言い尽くされたと思いますが、これが全部できたら最高でございます。

○教育長（小林一己） では事務局のほうで、まず今、委員さんの意見が、4人の委員さんから出ましたので、それをまとめて少し説明してもらえますか。

○指導主事（美越英宣） 本当に御指導ありがとうございます。実は、この4つの(1)から(4)までございますけれども、すべてが切り離せないもので、すべてがつながっているものであるということが強くあるというふうに思います。御指導いただいたように最重要課題の一つである「確かな学力の定着・」、中黒にするともっと意図が伝わるのではないかと御指摘も、また、いじめ、不登校等がやっぱり健全育成の部分がすごく大事なのではないかと御指導、まさにそのとおりでなというふうに思っております。

実は、本当につながっているという部分では、中学校になると不登校のお子さんにはなぜ不登校になるかという、勉強がわからないという理由で不登校になるという、学校に行ってもおもしろくない、勉強がわからないからという部分もやっぱりございます。そういう部分では授業というのが子ども達にとって、まず学びの場所であり安心する場所であり、また、活力のある場所にならないといけないなということで、今年は(1)のイの部分に、ちょうど冊子も作成させていただいたので、ユニバーサルデザインの視点で安心して学校生活を過ごすんだよということをその中でも強く押しだしております。なので、今委員さんからの御指導をなんとかうまい言葉で伝えられるように少し変更をさせていただくかもしれませんが、まずはこの中でやらせていただきながら意図を感じていただけるといいかなというふうに思います。以上です。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、指導主事から説明がありましたように、今委員の皆様からいただいた御意見については教育課程の説明会のところで十分に学校にも説明しながら、確かな学力の定着、家庭学習の習慣化というところが、もちろん大切などころなんですけれども、それを支える学校生活を安心していくというところについても、しっかりと教育課程の中で位置づけていくように事務局でお話をさせていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

○教育長（小林一己） ほかに何かありませんか。

○委員（白川宗昭） ほかのことでよろしいですか。4の「輝く未来に向かって」の追加になっているところのウ「オリンピック・パラリンピック教育全体計画、年間指導計画に基づき推進する」ということなんですけれども、「レガシーを明らかにして児童生徒が味わえるようにする」ということなんですけれども、それから、そのちょうど右側の上のところ「オリンピック・パラリンピック教育年間指導計画に基づき全学年35時間以上実施する」と書いてあるんですけれども、これは具体的にイメージが浮かばないんですけれども、35時間ということは1週間に1回ぐらいということですよ、すべての学年が1週間に1回と、これは実際としてはどんなものを想定されているんでしょうか、わかる範囲でお教えいただきたいと思います。

○指導主事（美越英宣） オリンピック・パラリンピック教育の35時間の実施という部分なんですけれども、一つはまず、教科ではなくて現代的な課題として、オリンピック・パラリンピック教育に関連しているものを授業時数として、重ねてカウントしようという部分が一番の、ここの35時間という意味の趣旨でございます。例えばその一つで、障害者理解というものがあるが、ただ、パラリンピックスポーツというのを通して障害者理解に結びつけていきたいと思います、これは総合的な学習の時間で、アイマスク体験をして障害者の気持ちになっていく、また、どのような方でも生活に困らないようにするにはどうしたらいいかと考えたりという部分の視点で総合的な学習の授業にもカウントするんですけれども、オリンピック・パラリンピック教育の時数にもカウントすると、その視点でオリンピック・パラリンピック教育では、1年間で35時間以上設定していきましょうねというのがここの趣旨でございます。

○委員（白川宗昭） 例えば国語の時間の中でも一つカウントできるものもあるかもしれないし、総合学習でもあるかもしれないと、そういうのを合わせて35時間と、そういう意味でよろしいでしょうか。

○指導主事（美越英宣） そのとおりでございます。国語も社会も、数学の中でも、100メートル走で、じゃあボルトは何メートルで走るのか、9秒ちょっとで走る、じゃあ時速何キロとかいう問題が実際にあるんですけれども、それもオリパラ教育の一つとしてとらえて、オリンピック・パラリンピックに関連するものはカウントしていくということでやってございます。以上です。

○委員（白川宗昭） 学校のレガシーを明らかにするという、その辺はどういうことですか。

○指導主事（美越英宣） 2020年のオリンピック・パラリンピック教育で終わらないと、オリンピック・パラリンピックを終えても、なおかつ今そこまで培ってきたものを生かしていきましょうよと。平成29年度、今年度に関しては、障害者理解という部分とボランティアマインドというのを重点的にやってくださいねということ

で区市町村に話がありました。来年度に関しては、各学校が重点的に取り組みたいこと、例えば玉川小学校であれば障害者理解というのを強くやっているんですけども、そこは学校として取り組むところ、例えば武蔵小学校であれば1年生でスポーツ思考の部分をやって、それから2年生でボランティアマインドをやっている、各学年でレガシーを持っているところも、いろんな学校で持っているところ、学年で持っているところといういろいろあるんですけども、必ず残っていくもの、オリンピック・パラリンピックを終えても残っていくものをレガシーとして、来年はしっかり引き継いで、残り3年間オリンピックまでやって行こう、またオリンピック以降も続けていきたいと思いますということで、レガシーという言葉でそこを表現させていただいております。以上です。

○委員（白川宗昭） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 私もいくつか教えていただきたいことがあるんですけども、まず一つ目といたしましては、先ほどの「確かな学力の定着」のエの重要だと、これから重要だといわれていく、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」という部分なんですけれども、今も先生方によっては、割とこういう方向を目指してらっしゃるのかなみたいな、そんな授業を学校公開の時とか見かけたりとかいうこともあるんですけども、ただ、先ほど氏井委員がおっしゃったように難しい、指導するのが難しいものなのではないかなというふうに感じるんですけども、こういったものはどうやって先生方が、どの先生もできるようになっていくのかという、その道筋をどのように学校なり教育委員会になりで計画されていらっしゃるのかという部分を、ちょっと教えていただきたいというふうに思いますのが一つ。

それから、あとはちょっと細かいことになるんですけども、3ページの「豊かな心の醸成」のウの道德教育、「特別の教科 道德」の部分なんですけれども、この文章の後半の部分で中学校においても「特別の教科 道德」に基づいたというふうに、中学校だけ別立てにして書かれているんですけども、これは何か小学校の「特別の教科 道德」と、中学校の「特別の教科 道德」は何か違うものになっているのかどうかというのは、ちょっと私にはわからないので教えていただきたいという部分。それと、また細かいことなんですけれども、5ページ目の外国語活動の外国語ということで、小学校3・4年は外国語活動年 35時間以上というのは、イメージとしては今の5・6年がやっているような外国語活動が、3・4年にスライドしていくのかなというイメージなんですけれども、この5・6年の外国語活動を 35時間以上、外国語を 15時間以上というのは、どう違って、これが教科化されていくと評価の部分としたらどうなっていくかというところを教えていただきたいというふうに思いますのと、最後は5ページの下から2行目の「中学校東京駅伝選考会の実施日は同様授業日としない」という文なんですけれども、この選考会って何ですかという、今までありましたっけという感じなので、その部分を教えていただきたいと思います。

○指導主事（美越英宣） 4点、御指摘いただきましてありがとうございます。1点目なんですけれども、主体的、対話的、深い学びの授業をどういうふうに先生方が身につけるかということで、本市では小学校1校、中学校1校を指定校として、今研究をして、来年発表、また紙上発表、紙の発表になるパターンと、実際に具体的に研究発表していただくパターンと二つあるんですけれども、そちらのほうで発表していただくように指定校を決めております。拜島第二小学校と福島中学校がその学校でございますので、そのモデル的な取組から学んでいこうというのが一つです。

2つ目は、本市、光華小学校に指導教諭がございまして、指導教諭、指導が長けているメンバーがいるんですけれども、教員がいるんですけれども、そのメンバーから学んでいこうというのが二つ目です。

3つ目が、授業マイスター制度という、授業のうまい先生から授業学んでいこうという制度もあります。これは3名、本市はいるんですけれども、その授業者が年に2回授業をしますのでそこから学んでいこうということで、まず、自分自身が学べる場所、また、学校でモデル校として学ぶ場所、そして実際の授業を見て学んでもらおうと、いろんな角度から深い学びの授業が展開できるようにという部分で、今取り組んでいるのが一つでございます。

2つ目なんですけれども、中学校の「特別の教科 道徳」が示してあるということなんですけれども、実は小学校の部分は昨年度示させていただいて、来年度から完全実施という形に小学校はなります。本市としては1年間前倒しで、今年から小学校の分は「特別の教科 道徳」で取り組んでおります。中学校は再来年度完全実施なんですけれども、その準備段階として、来年度具体的に「特別の教科 道徳」の実施をして、いつでも完全実施できるような体制でという考えが2つ目でございます。

3つ目なんですけれども、外国語活動も実は移行措置の段階で、なので外国語活動の授業は5・6年生では35時間、外国の授業を15時間になっています。紅林委員がおっしゃったように、外国語活動授業はそのままスライドして3・4年生に下りるという形でとらえていただいて構いません。ただ、書くのと、実際に読むという、大文字・小文字を読むというのも書くと読むが出てきますので、移行措置の段階が外国語活動の評価としてとらえますので、そこは出てきますけれども、平成32年度からは外国語の評価として表れると。具体的な評価方法等については、また2月に文部科学省から出ますので、それに則って平成32年度は完全に実施のほうに向けて移行措置でやっていこうという形で今、とらえています。

4点目の東京駅伝の選考会なんですけれども、昨年度から始めました。今までは、今までも選考会をやっていたんですけれども、その選考会というのは実際に走らずにタイムからやっていたんです。そうなるといういろんな差異があったりとか、本当は昭和中のこの子が早いのかとか、実際に走ってみたら違うということが、他市でよくそんなことをやっていたので、それはとてもいいよということで子どものモチベーションも上がりますし、というので昨年度から選考会をやらせていただいて、実際に子ども達が走ってその上位から21名を選手にするという形でやっていました。今年度は実は雨になってしまいまして選考会ができずに、今まで

の過去のように、タイムで今年は成功したという形になります。以上でございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ということは、道徳教育につきましては、完全実施の年度が違うためにこのような書き方をさせているということで理解すればよろしいですね。それから、外国語活動と外国語というのは、5・6年生については、それでは外国語活動は今までどおりな感じで、外国語というと、書いたりというような部分が来年度から少しずつ入っていくふうにとらえればよろしいのでしょうか。

○指導主事（美越英宣） はい。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。先ほどの、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に向けてのいろいろな取組については、お聞かせいただいて理解できました。ぜひどうぞよろしく願いいたします。ただ、研究発表とかでも、結構毎年やられていますけれども、多分先生方はお忙しいので、これには行くけれどもこれには行かないみたいなふうに、多分皆さんすみ分けをしていらっしゃるんじゃないかというふうに見て思っているんですけども、これについては、全ての先生が必ず一回はどれかは行って勉強できるのか、そういったような保証というか推進をちゃんとしていただけるのかどうかという部分をお願いしたいなというのと、やっぱり学校の中で学び合うみたいなことが一番時間的ロスも少ないですし、いい例はどんどん取り入れて真似していくみたいなことが効果的なんじゃないかな、早いんじゃないかなという気もするので、そういったことについても校内研究、そういったこともされていく御予定があるかどうか教えていただけますか。

○指導主事（美越英宣） 御質問いただいてありがとうございます。深い学びに関して、1校発表して、どうしても研修という部分では全員が参加するというのは難しい部分があるので、一部の学校は全員参加だけでも、残りの数校は3人ずつになってしまうというのは、これはもう学校の事情として仕方のないこととか、できない、時数のカットもできませんのでという部分で、あります。なので、紅林委員がおっしゃったように、後半でおっしゃったように、校内で学び合うという体制、校内研修に関しては全校やっておりますし、OJTも推進しておりますので、長けている先生が伝える、また、学びに行った先生が伝えるという形で今、学校のほうでは進んでおります。十分でない場合もあるかもしれませんが、例えば先日の例だと、中学校の英語の地区に本市を卒業していただいているので、昭和高校の先生がいましたので、そこにも各校1名は必ず学びに来てくださいねという形で推進をさせていただきました。それで実は1月にも同様の研修会があるということを伺って、中学校で違うことのメンバーを推薦してくださいということで、また違うメンバーが1月に長けている先生の授業学びに行くという機会です、そういう工夫も教育委員会のほうでやらせていただいておりますけれども、そういう学んだ方が校内に推進していくということは、より一層、学校では伝え

ていきたいなというふうに思います。以上です。

○指導課長（岡部君夫） この主体的、対話的で深い学び、私たち教員を育成していく立場として、非常に授業技術としては非常に高度なものでございます。今でもいわゆる優秀と言われている教員は、実はこういう授業を行っている、委員の皆様も見てわかるんじゃないかと思えます。一方で、なかなか身につかない、これは例えば大学のカリキュラムの中でやっていくといってもなかなか身につけられる技術ではないんです。それはやはり教員になって初めて子ども達と授業やっていく中で身につけていく部分も非常に強いというところがあります。また、昔から昔の教育で一斉に黒板を使ってやってきた先生たちがこの授業パターンにしていく、いわゆる話し合い活動を入れたり、子ども達が自分が課題を持って調べてそれをみんなに発表して、そして共有して学んでいくというスタイルですので、やはりそういうのをやっていく、なかなかチェンジしていくのは難しい先生もいるというところが実態でございます。教育委員会としましては、だからといってというわけにはいきませんので、やはり今指導主事が言っていた研修会と委員がおっしゃっていた校内のそういう研修も加えて、また本市では教育のユニバーサルデザイン化という冊子を出しておりますが、その中で授業のパターン化、一つの1時間の授業、例えば導入のところ、何か見せるものを子ども達にして、そしてそれを題材にして、まずは隣の友達とちょっと話を、ちょっと情報交換というんでしょうか、話して、そしてそれを基にしながら皆で自分で課題を持って調べていって、そしてそれをノートにきちんとまとめて、そしてグループで話し合いをしたりして、授業の終わりにはみんなで全体化をして先生がまとめて、そして振り返りを、その授業の振り返りをしていくというパターンも実は示しているんです。そういうのも指導課訪問の時に、統括や指導主事のほうから先生方に指導を行っているという地道な活動でもあるんですが、そういうことを繰り返しながらぜひ先生方に、ここの主体的で対話的で深い学びというところを、そういう授業改善というのを目指してほしいなということで今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○委員（紅林由紀子） 今、お話を伺って、ぜひすばらしいと思えますので、ぜひそういったことを進めていただければなというふうに思います。やはり初任の先生でも安心してやってみようみたいな気持ちになれるようなパターンとか、あと最初の導入のつかみ集とか、何かそういうのがあると安心して取り組んでみようかなというような気持ちになっていただけると思うので、そういったものをぜひつくっていただければなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかに。氏井委員。

○委員（氏井初枝） エのことにしまして、今までいただいたお話を伺って、大変私も安心したところです。よく一般的な話なんですけれども、学校スタンダードをちゃんとやらせようとするれば、やらせようということは変ですね、それに基づいて学校でやっていこうというのを重点化しすぎると画一化してしまうんじゃないか

と、すごく反対の意見なども耳にしたりするんですね、新聞で読んだりとかいろいろするんですけども、私は実際問題としても若手教員がすごく多くなってきて、何をどうしたらいいのかわからないという先生方がだんだん多くなってくると思うんです。そういう中で、ユニバーサルデザインが昭島市はそうやって示されていて、先ほどお話があったようにきちんと手立てが明確になっている、それからやっぱりこういうふうになればできるんだということを、まず先生方がきちんと若手の教員も身につけて、それから自分なりのすばらしい技術を開拓していくということになっていくんだと思うんです。最初から何でも自由にやりなさいなんてできるわけではないわけですから、私はその学校のスタンダードだとか、昭島市でこういうことやっていきましょうというのはすごく大事なことだと思っていますので付け加えをさせていただきました。

それから、先ほどちょっとお話に出たOJTというのは本当に多忙な教員の立場からするとすごくいい制度だと思うんです。私が現職でいた時もOJTでかなり、すごく成果をあげることが、すごくということはないか、ちょっと成果を上げることができたかなという気がするんです。机上の事で学ぶのは知識としては大事かもしれませんがやっぱり先輩の、力のある先生の授業を見る、間近に見る、それを真似てみるというのがやっぱり実践力としてすごく強いかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○教育長（小林一己） ほかになければ。石川委員。

○委員（石川隆俊） 今の先生の意見に半分賛成なんですけど、私はどちらかと言うと新任の先生の中にもすばらしい先生がいて、あまり教えなくてもできるのもいると思うんです。ですからあんまり画一的というのは悪くはないですけども自由にやらせるということがすごく必要で、昭島は昭島なりのあれで、あまりプレッシャーをかけずに、それは一番望ましいと思うんですけども、その辺の加減が難しいと思うんです。だから先生方には自由にやっていただく、ある程度。それを上の先生がよくわかってあげるといえるか、そういうこともすごく本当は大切だと思うんです。先生があまり皆同じじゃ面白くないので、さまざまな先生がいていいと思うんです。

○委員（紅林由紀子） 石川委員の御意見はごもっともだと思いますし、やっぱり授業は先生がいらっしゃるからその授業が成り立って、その先生のパーソナリティというのがすごく授業に出るといえるように思いますので、やっぱりその御本人がやりやすい、御本人の授業をなさるのがもちろん一番いいと思うんです。でもやっぱり主任の先生とかで、すごく自信がないとか、そういった授業を取り組むのに自信がない時に、お助けとしてこういうふうにやってみようかなみたいな、そういうヒントとして、そういうのがいろいろ例示がいろいろあると安心できるというか、いろんな授業の中でも、その先生の得意、不得意もあるかもしれませんが、そういう時にはそういうものを使ってみようというようものが用意されているというような環境があるといいんじゃないかなというふうに私は思いました。

○委員（石川隆俊） 氏井先生、今、先生も大変長い経験がおありで、例えば上の先生、校長とか主任が若い人に指導してしたとき、率直に若い先生が受け入れる人が多いのか、それとも難しいのか、その辺はいかがですか。

○委員（氏井初枝） それはやっぱり人間ですから、若手の立場にしてみれば反発を感じたり自分でもこうしたいのになというものがというのが当然出てくると思うんです。それをちゃんと言い合えるような職場の雰囲気というのがすごく大事だと思いますし、私がさっき言ったのは、かちかちでそのとおりにやるのが一番いいですよなんて決して思っていないくて、石川委員とか紅林委員の思っているようなことを私も思っています。だからちょっと先ほどは言葉が足りなかったかもしれないんですが、どうしていいかわからないという時の一つのより所になるというふうにとらえています。だからそのより所が全然あるのとないのとは違いますし、先輩からいくら言われたって自分がこう思うということをやちゃんと若手が言えるような、そういう若手をすごく頼もしくていいなと思うんですけれども、それをちゃんと聞くような周りの雰囲気、それが言えるような雰囲気というのが学校で大事にしていかなくてはいけないのではないかなというふうに思っています。決してかちかちに、このとおりになさいというのは全然思っていないです。

○委員（石川隆俊） 先生の御意見をごもっともだと思っています。ただ、実際にはやるとなると中には反発するものもあるだろうし、さまざま学校だってその一つのチームですから上手にやるのはとても難しいだろうと思うんです。私なんかいたところはどちらかというとか聞かないようなタイプが多かったものですから、あまり口を出さなかったんですけれども、難しい面がありますね。

○教育長（小林一己） 今さまざまな御意見がありました中で、やはり教育委員会、私もといたしましてもその教師の授業力というのは一定程度は確保したい、こういう意味合いがございます。その上で教員達が自分のやり方、パターンをつかめるのであればそれからの話だと思いますので、ぜひ主体的、対話的で深い学びという部分はこれから始める内容ですので、ぜひ教育委員会としても、まず教員全員に平均的な力、対応力をつけさせていきたいという願いもこれに含まれているということで御理解いただきたいと思います。今後についてはやはり個人のレベルというものが当然発生してくると思いますから、それからの対応かなというふうには私は考えておりますので、ぜひお願いをいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては議案となっておりますので、特に質疑等がないようでしたらこれで討論を終わらせたいと思います。よろしいですか。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 25 号は提案のとおり決しました。議案の審議が決しました。私のほうから、先ほど事務局のほうからもお話をさ

せていただきましたけれども、校長会ならびに教員のほうの説明については、今日の冒頭の委員からの御指摘等については、確かにその説明の中でいろいろお話をさせていただきたいと思っておりますのであわせてよろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議は終わりました。続きまして、協議事項に移ります。協議事項1について説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 協議事項1「昭島市指定史跡「林ノ上遺跡（拝島式土器発掘跡）」の一部指定解除について」説明申し上げます。

林ノ上遺跡は、昭和36年6月1日に昭島市指定遺跡史跡に指定され、現在は2筆が残るのみとなっております。今般、本件土地の所有者より平成29年7月20日付で教育委員会に現場変更等の届出があったため、一部指定解除について専門である昭島市文化財保護審議会に諮問したく御協議申し上げるものでございます。

市の指定史跡は、大神町の浄土古墳と本史跡の二カ所でございます。本史跡は、縄文式土器の早期のもので、市域で現在発見されている最も古いものでございます。本調査では、竪穴遺構や土器、石器などの貴重な遺物が多数発見されました。その後、公共施設の建設や住宅化が進み、十数回の調査を経て現在に至っております。本現状変更の届出は、所有者が土地の売却を予定していることから実施されたものでございます。以上、雑駁な説明となりますが文化財保護審議会諮問について御協議よろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（小林一己） 協議事項1についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願ひいたします。

いかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょっと細かいことですが、その土地は所有者が変わるとすると、そうすると変わった時にそれがどんなふうになってしまうともしょうがない、つまり更地みたいになっちゃうとか、それともその部分はこれがあったというのはそのものが残るのか、それはわかりますか。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 土地が仮に売買されて、次の方が更地のままで、さらにまた、ここは遺跡だからそのまま残しましょうという話であれば、また再度指定をします。仮に建物が建築基準法に従って建てられる場合には、包蔵地として調査をもう一度かけまして、それで何も出てこなかった場合には建築が認められるという形になります。

○委員（白川宗昭） また文化財委員会できっと細かく諮問されるというお話でしたのでいいんですけども、この遺跡は史跡としての指定なんですね。史跡なんです。この地域の場所、そのものも指定だと思えます。そこから出た遺物とかそういうものももちろんあるわけですけども、そうになってしまうとひとつ解除したとしても、じゃあもう一つ残ったところがまた同じようなことが出たらどうなのかというふうな問題もあると思えます。だからちょっと難しい面もあると思えます。だからやっぱりこれは文化財委員会のほうできちんとその辺も審議して

いただいた上で、またお渡しいただければいいんじゃないかというふうに思っております。

○教育長（小林一己） 他にいかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようでしたら、それでは本件につきまして御意見等がありませんので、本件、協議事項ですので、協議の内容といたしましては文化財保護審議会に諮問するということになっておりますので、教育委員会としても諮問を行うということによろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、本件については文化財保護審議会のほうに諮問をいたします。ありがとうございます。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成30年度予算編成方針について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項1、昭島市の平成30年度の予算編成方針が示されたので、その概略について御説明いたします。本市の財政環境ですが、歳入においては、市税収入の伸びは見込める状況にはなく、大幅な改善を見通せる状況にはありません。一方、歳出においては、扶助費などの経常的経費は増加が続く見込みであり、(仮称)教育福祉総合センター整備事業などの大規模建設事業をひかえ、本市を取り巻く環境は今後一段と厳しい状況になることが見込まれております。こうした状況下においても、「元気都市あきしま」の実現を図るため、第5次昭島市総合基本計画を推進しながら、昭島市総合戦略の各種施策を積極的に推進すること、ならびに歳入、歳出の両面から行財政改革に取り組み、将来にわたる財源確保に努め、持続可能な行財政運営の確立を図ることを基本として編成することとしております。

この予算編成方針に基づきまして、教育委員会としても予算編成を行ってまいります。委員の皆様には平成30年度の予算案の決定後、改めて御説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 都民ファーストの視点はいいんですけど、最近いろいろとそういう言葉がほかにもございますので、そのまま使わないほうがいいような気がするんですが。上から、賢い支出で、都民ファーストとあります。いいんだけど、今、その言葉はだいぶ流れておりますので。

○教育長（小林一己） わかりました。すみません、それは私のほうからお答えさせていただきます。あくまでもこれは市の予算編成方針でありまして、これに沿って各部署が予算編成をする基本的な考えですので、教育委員会で議論するというよう

なところではないので、そういう話があったということは私のほうからお伝えさせていただきますので。

○委員（白川宗昭）　じゃあ、これに対して今度は教育委員会としての予算編成方針というのが出てくるわけですか。

○教育長（小林一己）　それも私のほうから。それは作成は毎年しておりません。あくまでも市の組織の一員として、一行政機関として教育委員会がある以上、市の方針に沿って全てするという対応になります。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「市立小中学校長との教育懇談会について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之）　報告事項2「市立小中学校長との教育懇談会について」御説明いたします。

毎年、第1回定例教育委員会のあとに行っております市立小中学校長との教育懇談会でございます。日時は、平成30年1月18日木曜日、午後3時30分から午後4時45分まで、会場は市民交流センターでございます。

内容でございますが、今年は特別支援教育の充実についてをテーマにグループ分けをしまして懇談をいただきたいと存じ上げます。以上でございます。

○教育長（小林一己）　報告事項2の説明が終わりました。

御意見をお願いいたします。

では、ないようですので報告事項を終わります。

続きまして、報告事項3「平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」説明を求めます。

○指導主事（美越英宣）　「平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」御報告させていただきます。

調査の目的は、生徒指導上の諸問題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に生かすためです。平成28年度の調査の結果、小学校・中学校ともにいじめの認知件数は昨年度から増加しました。好意で行った行動でも相手を嫌な気持ちにさせてしまったら法令上のいじめにあたること、故意で行った行動は社会通念上のいじめになり、学校いじめ対策委員会を開いて丁寧な対策を行うことを心がけたことが要因でした。

小学校では、軽微ないじめの対応を丁寧に行って、年3回以上の児童との個人面談を活用し、一人ひとりの子どもに寄り添って対応することができており、中学校ではアンケートの実施が効果的で、軽微ないじめの把握に役立てています。生活指導主任を中心に組織的に取り組むことができています。

不登校の出現率を見ると、小学校は0.2%減、中学校0.58%増の結果となりま

した。小学校では家庭と密接に連携を取り、保護者との面談を中心に登校刺激の与え方を話し合い、児童に寄り添って取り組んできたことが減少した要因と考えられます。また、中学校では生徒の状況にあわせて登校の段階を設け、別室指導や適応指導教室を活用してきたことが微増に止めた要因と捉えております。そして、小学校・中学校で共通の課題になっているのは、家庭教育の方針により登校が難しい児童生徒が増えていることでした。

さらに、暴力行為については小学校が7件、中学校が36件の結果でした。これは生徒同士の話し合いで解決することができる事項でも暴力行為に繋がってしまうという報告がありました。このことについては毅然とした指導を徹底してまいります。

今年度は、生徒指導の徹底及び授業規律の確立とともに、特別な支援を要する場合には専門機関との連携や個別指導の充実を図るよう努めてまいります。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項3についての説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見お願いいたします。

○委員（氏井初枝） お尋ねです。裏面の不登校のところですが、不登校の原因というのは本当にいろいろな原因が、要素が絡み合って不登校になってしまうケースが私は多いのではないかなと基本的に思っておりますが、最後の二行で小学校も中学校も共通の課題になっているのが、家庭教育の方針による登校が難しいということが書いてございますよね。これはさまざまな要因があるんだけど、さまざまな要因の中でも特にその家庭教育の方針による不登校というのは、いろいろな不登校のお子さんがございますけれども、そういうことが中心になって不登校になってしまうお子さんがいるというところえ方でよろしいですか。

○指導主事（美越英宣） 最後の二行の部分でございますけれども、一応、親御さんが、子どもも親御さんもどちらも困っていらっしゃるという場合がとても多くありまして、例えば家庭訪問してもスクールソーシャルワーカーが家庭訪問させていただいたりしても、保護者の方が、今うちは大丈夫ですということで、今は学校に行かせなくていいですというふうな形で、家庭で収めてしまうという場合で登校までに至らないという例が増えているということでございます。

○委員（氏井初枝） あまりよくわからないんですけども、子どもも親御さんも困っていないというのは、本当にそれだけなんでしょうか。その子ってずっと学校に入ったときから行かないんじゃないですかね。やっぱり行って、ある時期から行かれなくなったりというケースではないかなと思うんですが、やっぱり何らかの理由があるからそうになってしまうんじゃないかなと。やっぱり親御さんも何も困っていない、子どもも困っていないというのは、ちょっとすみません、私にはよく理解できないんですけども。

○指導主事（美越英宣） 実際おっしゃるとおりで、最初から小学校一年生からすでに不登校というわけではなくて、いろんな要因が積み重なってきて、今は家庭で学習指導とかいうパターンで家にいるということもありまして、中学校から一番本市の傾向で、一番不登校の理由、本当に複合的なんですけど、勉強もそうですし、友人関係も、何か皆に見られているんじゃないかとか、実際は調べてみるとないんですけども、そういうこととかで、僕は今家にいたい、私は家にいたいというふうな部分でいらっしゃるというパターンも今あるということで、なんとかこちらでも登校刺激をいろんな方面から、担任もそうですし養護教諭もそうですし、学校全体の組織でも対応しているところなんですけれども、家庭の中まで入り込めない部分もあるというのが、現状としては不登校で起こっているという部分でもあります。

○委員（氏井初枝） すごく不登校の問題って難しくて、でも私は何も理由がなく家庭教育の方針だけというのは絶対ないというふうに基本的には思っているんです。それで家庭の中まで入り込めないその難しさというのわかっているつもりです。なので、例えばソーシャルワーカーの方に活躍していただくとか、何らかの原因があるから不登校になっているんだというのが前提の基に考えていくと。すごく大きな課題を持っている時に学校に来るのが全て改善策ではなくて、命を落としてまで学校に行くようなことなんか全然必要ないと私は思っています。いじめやなにかで命を失ってしまうようなことまでして学校に行く必要なんか全然ないとは基本的には思っているんですけども、やっぱり子ども達には学校生活を楽しんでもらいたいし、家庭の方針だけで不登校になってしまうというところをえ方はちょっといかがなものかなと思っています。以上です。

○委員（石川隆俊） 聞きますけど、何人かそういう親戚、そういうところにある例としては、朝起きられないという、それで朝起きられない、それが結局行けなくなっちゃっているという、それでは精神、こころの構造が弱いというか、そういうふうな面が多いような気がするんですけども。だから学校で特にいじめられるとか学校に行ったら困るということがあられるわけではなくて、本人に意欲が出ないようなものもあるんじゃないでしょうか。その原因としてはいろんなものがあるんじゃないでしょうか。

○教育長（小林一己） 今、原因の一つとしてこういうものがありますかという。

○委員（石川隆俊） 先ほどはちょっと見たんだけ原因がわからないようで、出ない例が多いとおっしゃいましたね。よく調べてみると、精神科に例えば行ったほうがいいような例とか、しかるべき人に相談した方がいい例なんかもあるような気がするんですが。

○指導主事（美越英宣） 不登校の定義として、病気で学校に行かれない場合は不登校の定義に入らないので、心の病気の部分も不登校にはならず、通院をしていただいて治していこうねということで。ただ、石川委員がおっしゃるように、通院を

したほうがいいんじゃないとか、そういうふうに促すという部分では必要だなというおさんはいらっしゃるので、そういうふうにしつかりと促しながら、じゃあそういう心の部分でも健康になっていくというふうな手立ては今後も必要だなというふうに思っております。

○委員（石川隆俊） さっき言われたのは、どうも家庭のほうでもその子どもが学校に行かなくてもあまりびっくりしないているというような感じの話でしたね。親も本人も。ただうちにいるというか、あまりはっきり原因がわからないけれども、うちにいるという例が多いとおっしゃいましたね。

○指導主事（美越英宣） 小学校からさまざまな、小学校の段階からもありますけれども、そのまま学校休みがちになったお子さんを、そのまま何もしないわけではなくて、さまざまな角度から、例えば今、中学校に行こうかというような別室指導とか適応指導教室とか、家庭教育の方針というふうに強く書いてしまっているの、いろんな要因があって今、家にいるという状況が起こっている中で、いろんな角度で今、学校のほうでは、何とかそのお子さんが、じゃあ家から出ることが課題のお子さんもありますし、適応指導教室に行くことはできるけれども学校に行けない、なかなか学校まで足が向かない、本当に一人ひとりのお子さんとの状況というのは本当に動いているので、その中で親御さんが家からなかなか出せないような子どもの状況もあって、今はちょっと出さずにいたいという意味でのその方針というか、そういうとらえ方をしているということで、私も伝え方が悪くてすみませんでした。

○委員（紅林由紀子） 私も、この家庭教育の方針によるという部分が、ちょっと表現として、うちは学校には行かせない方針ですみたいな、そういったニュアンスに取られてしまうとちょっと違うんじゃないのかなという気もするんです。もちろんそういうおうちもあるのかもしれないんですけども、どこかの話で、有名な日本画の大家のお嬢さんが親に学校に行かせてもらえなかったみたいな話もありますし、そういうおうちもなきにしもあらずだと思いますが、多くの場合はこれはそういうこととはちょっと違って、不登校はもちろんいろんな要因が、本人の気質的な部分ももちろんあるでしょうし、もしかしたら発達障害的な部分もあるのかもしれないでしょうし、全然勉強についていけないとかいろいろあるんだと思うんですけども、子どもが行きたくない、行かないと言った時に親がどうするかというところだと思うんです。親が、私は妹が不登校だったりもしたので、やっぱり昔は何かして行かせよう、引っ張ってこようというところが結構親としては強かったと思うんですけども、なんとなく今周りでも、そういったちょっと行きにくくなって、1カ月、2カ月行っていないとかいうおうちのお子さんの話とかも聞いたりもするんですけども、どっちかと言うと、その子どもの心に親は寄り添うというような、そういった姿勢をとる親が増えているというか、そのほうがその子の成長にとっては結果としていいというような、そういった考え方があるように思うんです。私もうちの子が一時ちょっと登校しにくかった時期もあったりしたんですけども、そういった時にやっぱりとにかく子どもの心に

寄り添って、子どもの行きたくないという気持ちをまずは親が受け入れるということがその第一歩だというような、というふうにおっしゃる心理の先生とかそういう方もいっぱいいらっしゃるの、もしかするとその子どもが自分からよし行こうかなという気持ちになるのを待ちたいというような、子どもと一緒に子どもがそういう気持ちになるのを待つというふうな意味で、うちは今いいですというふうに思っている御家庭もあるんじゃないかなというふうに私は想像しました。その場合、結構親はすごくうろたえますし、そのときにいろいろどういうふうに働きかけられるかという、そのものの言われ方とかで、すごくガードが固くなってしまうこともあったりとかいうこともあると思うので、そういった時にやっぱりいろいろ言われたくないみたいなような時期もあると思うんです。だからそういうことがもしかするとこの中の何割かにはあるんじゃないかなというふうに、私はこれを読んで感じたんですけども、ただ家庭教育の方針による登校が難しいというのは、ちょっと表現として、何かその人たちの本当の実態を表しているだろうかというような気持ちが少しあります。もちろん全然行かなくていいと思っているとはあまり思えないですけども、今は行かないでいい時期なんだというふうに思っているのかもしれないなというふうに思いました。

○教育長（小林一己） 今、委員さんのほうからいろいろ御意見をいただきました。特に問題となっているのは家庭教育の方針という言葉、確かにこれは事務局から再三にわたる説明をしていかないと理解ができないという現状がありましたので、大変恐縮ですけども、今後については書き方についてはもうちょっと検討し直して表記の方法を変えさせていただきたいと思っておりますので、趣旨としましては先ほど来指導課のほうで説明していた状況で御理解をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告事項3を終わります。続きまして、報告事項4「昭島市給付型奨学金制度の募集状況について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） それでは報告事項4「昭島市給付型奨学金制度の募集状況について」御報告いたします。報告資料4を御覧ください。

大変申しわけございません、1点訂正がございます。報告資料4の2の制度の内容の黒丸の3つ目、奨学金1万5,000円(月額)の隣の米印の、6月に6カ月分というふうになっているんですが、6月ではなくて7月に6カ月まとめて支給というふうになっておりますので、大変申しわけございません、6月を7月への訂正をよろしくお願いいたします。

それでは御報告いたします。平成30年度高校等に進学を予定されている方を対象に給付型の奨学金制度が開始されましたので、これまでの経過と出願状況等について御説明させていただきます。9月に「広報あきしま」、「昭島の教育」、それと市役所のホームページ上に小学生募集の記事を掲載し公立中学校に在籍している中学校3年生の生徒全員に募集要項と出願用紙を学校で配布いたしました。広報と学校双方で周知を図ってきました。また、校長会等を通じて校長先生方に制度の概要や出願要件について説明をして、推薦調書とデータでお渡しをしたとこ

ろでございます。

出願期間が10月の2日から20日までの3週間となっております。出願者の状況といたしましては、市内の公立中学校から男子生徒6名、女子8名の合計14名の出願がございました。

今後のスケジュールでございますが、12月6日に小学生選考委員会を開催し、小学生の選考をいたします。そしてその後、12月21日のこの会議、定例教育委員会に提出をさせていただき最終的に奨学生を決定いたします。出願された方には全員に結果の通知を送付し、決定された方には入学準備金の支給の手続きを行い3月に支給予定となっております。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項4について説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、来月の教育委員会での議案提出ということで、これは規則上、個人情報扱の案件となりますので、非公開といたします。対応方よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告事項5について説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは、「(仮称)教育福祉総合センター整備事業工事説明会について」御報告いたします。

(仮称)教育福祉総合センターの建設工事につきましては、10月23日の第2回市議会臨時会におきまして契約を締結させていただいたところでございます。つきましては、工事に入りますが事前に近隣の皆様に工事説明会を開催いたします。開催日時につきましては、平成29年12月3日日曜日の午前10時から正午まででございます。場所は建設予定地となります旧つつじが丘南小学校の体育館でございます。

説明会の目的ですが、工事の着工にあたり近隣住民へ工事の概要や進め方等について周知を図るものでございます。説明内容につきましては、工事の概要、スケジュール、安全対策などについてでございます。

周知の方法につきましては、11月15日号の「広報あきしま」のほか、市のホームページ等に掲載いたしました。また、周辺の世帯へは、自治会の掲示板やポスティング等にて行います。

整備スケジュールにつきましては現在の予定ではございますが、記載のとおりとなっております。

以上、大変簡略な説明で恐縮ですが御報告させていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項5について説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。以上で報告事項5を終わります。

報告事項6の「昭島市教育委員会関係行事予定について」から報告事項9「昭島市公民館主催事業について」までは、資料配布のみとさせていただきますが、御意見等があればお願いをいたします。

よろしいですか。それでは、その他といたしまして、委員さんのほうから何か

あればお願いいたします。

次に、次回の教育委員会等の日程について説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 第12回定例会は、平成29年12月21日木曜日、午後2時30分から、市役所301会議室において開催いたします。なお同日、平成29年度第2回教育委員の学校訪問を実施いたします。よろしくをお願いいたします。以上です。

○教育長（小林一己） 次回の教育委員会、12月の教育委員会定例会は12月21日木曜日、午後2時30分から、午前中には学校訪問がありますので、スケジュールの調整をよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、平成29年昭島市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

4 番 委 員

5 番 委 員

調 整 担 当